

厚岸町条例第1号

厚岸町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年2月8日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(厚岸町国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 厚岸町国民健康保険税条例(昭和33年厚岸町条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第15項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。次号において同じ。)」に改める。

(厚岸町国民健康保険条例の一部改正)

第2条 厚岸町国民健康保険条例(昭和34年厚岸町条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))」に改める。

(厚岸町介護保険条例の一部改正)

第3条 厚岸町介護保険条例（平成12年厚岸町条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第10条第1項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染者をいう。次号において同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行の日から施行する。